

# 令和8～9年度 山梨県消費生活協力員 募集

県では、消費者トラブルを未然に防ぐための情報や知識を広める活動や、市町村による地域での見守り活動への参加などを行っていただく消費生活協力員を募集します。

悪質業者の手口が巧妙化・複雑化する中で、消費者トラブルの未然防止には、地域における見守りが重要です。地域を見守る消費生活協力員として活動してみませんか？

～安全な消費生活の確保に関心のある方、ぜひご応募ください！！～

## 活動内容

- ・悪質商法や電話詐欺等の注意喚起などの消費者の安全に関する情報の住民への周知や、消費者安全の確保のための活動を行う住民に対する情報提供等の協力
- ・消費者被害防止等に関する見守り活動への参加
- ・消費生活に関する相談や苦情について市町村窓口や県民生活センターへ情報提供及び相談の取り次ぎ など

任 期 令和8年4月1日から

令和10年3月31日まで（2年間）

謝 金 年額6,000円

（毎月の活動状況を2ヶ月ごとに県に報告）

（定期報告の通信費は県で別途負担）

応募資格 県内在住の18歳以上（令和8年4月1日現在）の方で、消費者の安全確保に積極的に取り組む意欲のある方（経験は問いません）。

募集人員 15名程度

応募方法 応募用紙に住所、氏名、その他官公庁モニターなどの経験の有無、応募理由・抱負などを記入し、県民生活支援課へ郵送、ファックス又は電子メールで応募してください。



～消費者庁イラスト集より～

## 応募用紙配布場所

県民生活支援課、各地域県民センター、県民生活センターにあります。県民生活支援課のホームページからもダウンロードできます。（[https://www.pref.yamanashi.jp/shokuhin-st/syoubi\\_soudanin.html](https://www.pref.yamanashi.jp/shokuhin-st/syoubi_soudanin.html)）

**募集期限 令和8年1月30日（金）（必着）**

山梨県 総合県民支援局 県民生活支援課  
消費生活・食の安全担当

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1  
TEL: 055-223-1588 FAX: 055-223-1640

協力員さんには次のような  
活動をしていただきます！  
裏面をご覧ください。

# 消費生活協力員 活動事例

～身近なところで様々な活動をしていただきます～



## つなぐ

振り込め詐欺、催眠商法、  
個人情報を聞き出す不審  
電話など

- ◊ 市町村へ連絡し、町内放送で注意を呼びかけてもらった。
- ◊ 消費生活に関する相談を受け付けたので、市町村窓口へ相談するよう促した。
- ◊ 不審なハガキ、偽りがあると思われる新聞折込チラシを県民生活センターへ提供した。



## 見守る

同じような商品が大量に  
届いていないか、不自然な  
請求書がないかなど

- ◊ 市町村で実施する地域の見守り活動に参加し、高齢者が消費者被害に遭っていないか確認した。
- ◊ 県から提供を受けた「見守り新鮮情報」を、各戸を訪問して説明した。



## 伝える

自治会、サークル仲間、無  
尽会、婦人会、老人会、  
育成会、PTAなど

- ◊ 自治会の会合の際、悪質商法や最近の消費者トラブルについて注意喚起をした。
- ◊ 市町村行事の場で振り込め詐欺などについて説明し、注意喚起を行った。

職場、地域の商店、  
公民館、図書館など

## 学ぶ



- ◊ 県民生活センターの研修を受講し、最新のトラブル事例を学んだ。
- ◊ 老人会や自治会で、悪質商法に関する説明会を開催した。
- ◊ 市町村相談員との合同研修会に参加した。